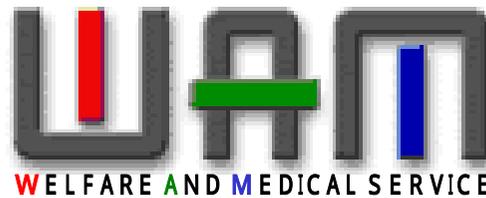


当機構の概要等のご案内

平成24年9月

独立行政法人福祉医療機構



東日本大震災で被災された皆さまに 一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます

独立行政法人福祉医療機構では、
被災された皆さまに対する支援に関しまして、
今後とも全力で取り組んで参ります

目次

- 1. 当機構の経営理念について 3
- 2. 当機構の概要について 5
- 3. 当機構の業務内容について 9
- 4. 東日本大震災への対応等について 20
- 5. 中期目標・中期計画の概要について 22
- 6. 独立行政法人評価委員会評価について 29
- 7. 独立行政法人の組織・業務の見直しについて 32
- 8. 次期中期計画における組織・業務全般の見直し当初案について 38
- 9. 平成23年度決算の概要について 48
- 10. 平成24年度予算及び平成25年度予算概算要求の概要について 65
- 11. 財投機関債発行について 70

1. 当機構の経営理念について

独立行政法人福祉医療機構は、福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

福祉医療機構では福祉施設や医療施設に対する政策融資をはじめ、これら施設の経営支援、福祉施設で働く方の退職手当共済、心身に障害のある方の扶養保険、NPO等民間団体への助成、年金担保貸付、福祉保健医療情報の提供など8事業・1業務を一体的に実施することにより、地域の福祉と医療の基盤づくりに貢献しています。さらに、昨年3月11日の東日本大震災により被災された地域の事業者等への復旧・復興に向けた支援を行っています。

私ども福祉医療機構は経営理念として「民間活動応援宣言」を掲げ、国の政策効果が最大となるよう、お客さま目線を第一に地域の福祉と医療の向上を目指し活動を展開しています。

「お客さまの声」制度の導入によりお寄せいただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、お客さま満足の向上に努めてまいります。また、独立行政法人改革において「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が示され、当機構の新たな法人制度への移行が予定されている中、最適なガバナンスの構築などが求められており、今後一層の経営の健全化を目指します。

これからも、国民の皆さまにとって身近で信頼できる組織となるよう、お客さま目線を大切に自己改革に取り組むとともに、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、役職員一丸となって業務運営に取り組む所存であります。

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

福祉医療機構 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

2 . 当機構の概要について

福祉医療機構の概要

1 設立

平成15年10月1日
独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

2 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣
社会・援護局福祉基盤課
医政局総務課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
年金局総務課
労働基準局労災補償部労災保険業務課

3 資本金

1兆7,576億円（全額政府出資金）
（平成24年4月1日現在）

上記の資本金のうち、1兆7,330億円については、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金資金住宅融資等の貸付金債権を全額政府出資金として受け入れたものである。

4 役職員数

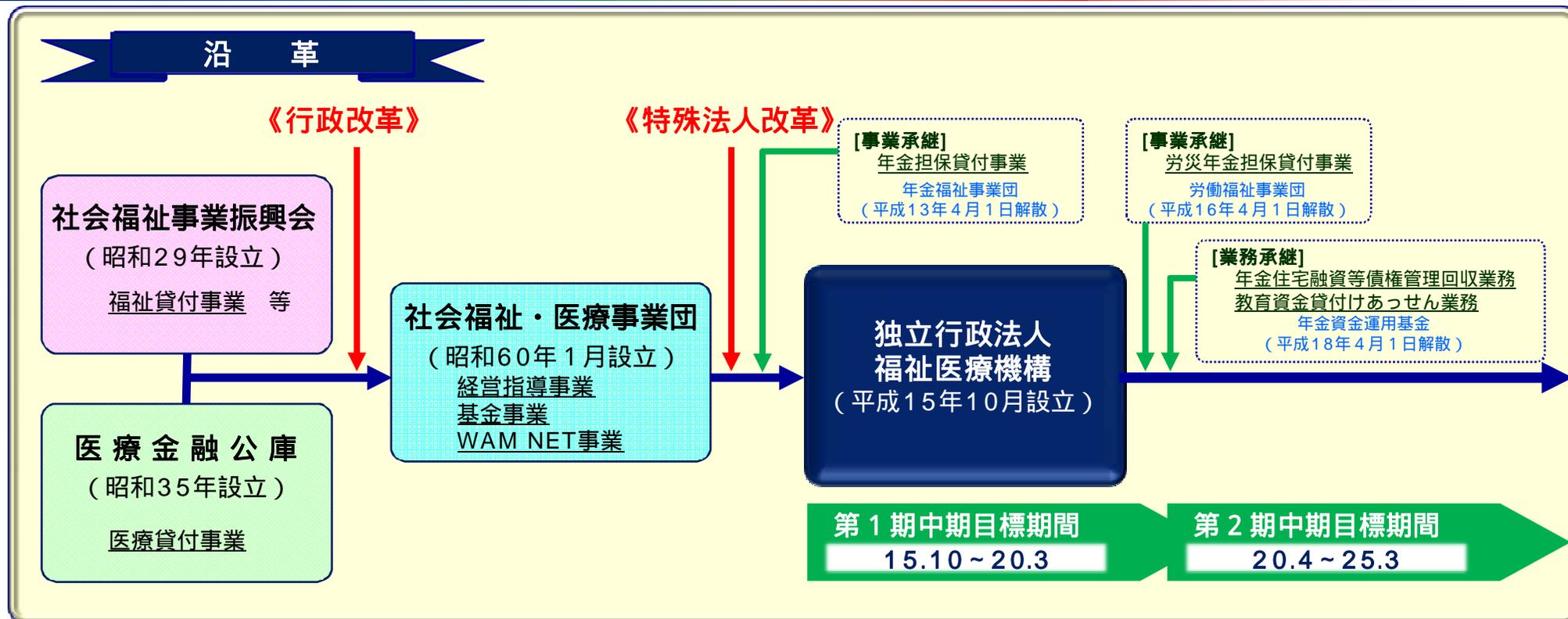
259人
理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）
職員253人
（平成24年4月1日現在）

民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



当機構の沿革及び設立目的



設立目的

当機構の目的は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記のほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。

このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくり等、国の施策と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

政府による政策と事業内容



厚生労働省

福祉・介護サービスの基盤整備

子育て・保育サービスの基盤整備

良質かつ効率的な医療サービスの提供

【政策目的】

障害者等の自立支援

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

年金受給者の生活支援



独立行政法人福祉医療機構

一般勘定

福祉医療貸付事業
社会福祉施設、医療施設等に対して建築資金や運営のための資金を融資

福祉医療経営指導事業
融資を通じて蓄積したデータを活用し、福祉医療施設の安定経営を支援

福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）
福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供

社会福祉振興助成事業
助成事業を通じて、NPO等が実施する地域を支える福祉活動を支援

財投機関債発行勘定

共済勘定

退職手当共済事業
社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施

保険勘定

心身障害者扶養保険事業
地方公共団体（都道府県・指定都市）が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険

年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業
厚生年金保険又は国民年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資

財投機関債発行勘定

労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業
労働者災害補償保険制度に基づく年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資

承継債権管理回収勘定

承継年金住宅融資等債権管理回収業務
年金資金運用基金が行っていた、年金住宅等融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん業務
年金資金運用基金が行っていた、年金被保険者に対して、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）が行う子弟の教育費のための融資をあっせんする業務を実施
(20年4月から休止)

(注) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年11月27日に一般勘定へ統合

3 . 当機構の業務内容について

一般勘定（福祉貸付事業）

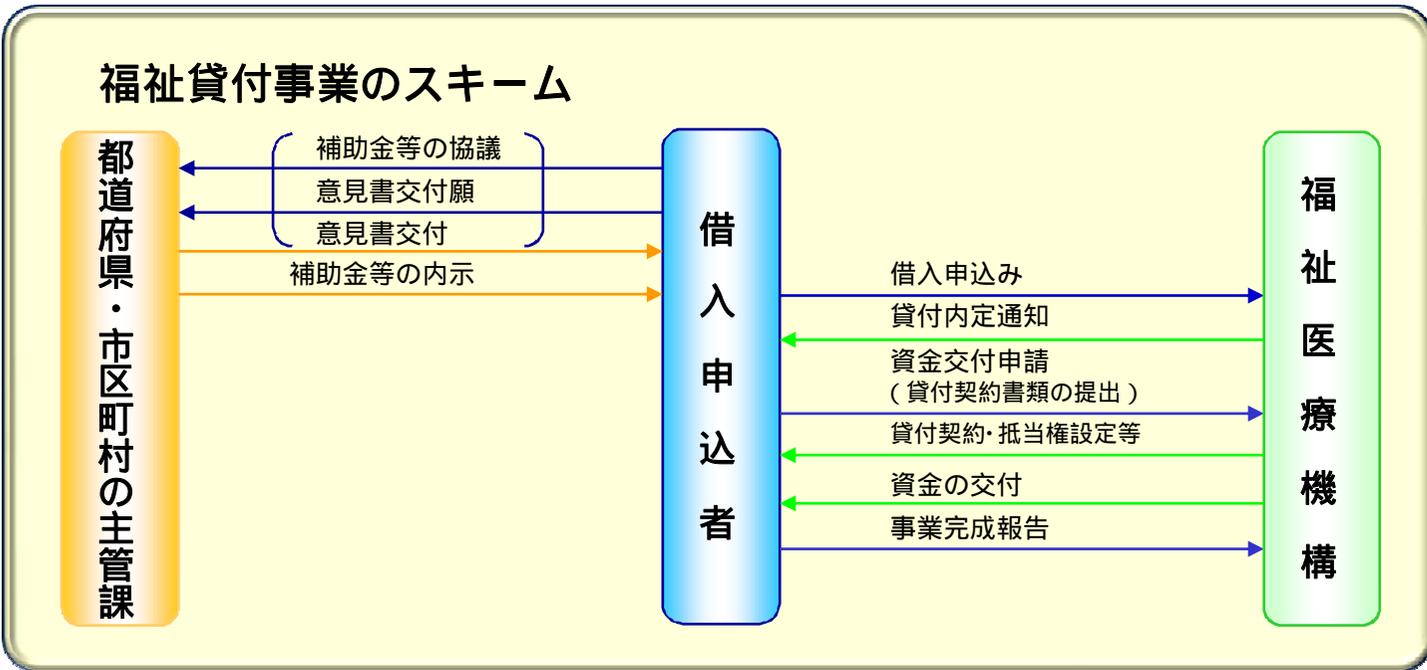
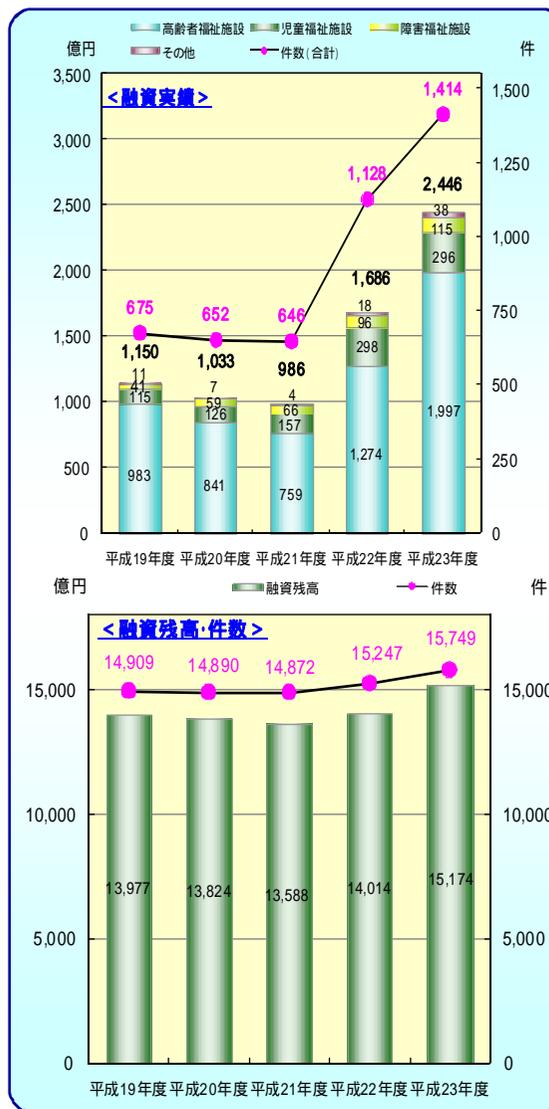
民間社会福祉事業施設などの整備、充実を図ります

社会福祉法人による特別養護老人ホームなどの社会福祉事業施設の整備及び民間事業者によるシルバーサービス事業に対して、建築資金等を融資しています。

社会福祉事業施設は、国や地方公共団体による整備費の補助が行われますが、設置者である社会福祉法人には一定の自己負担が必要になります。

当機構は、この社会福祉法人が負担しなければならない費用に対して融資を行っています。

こうした融資を通じて、国の社会福祉施設整備等の推進に大きな役割を担っています。



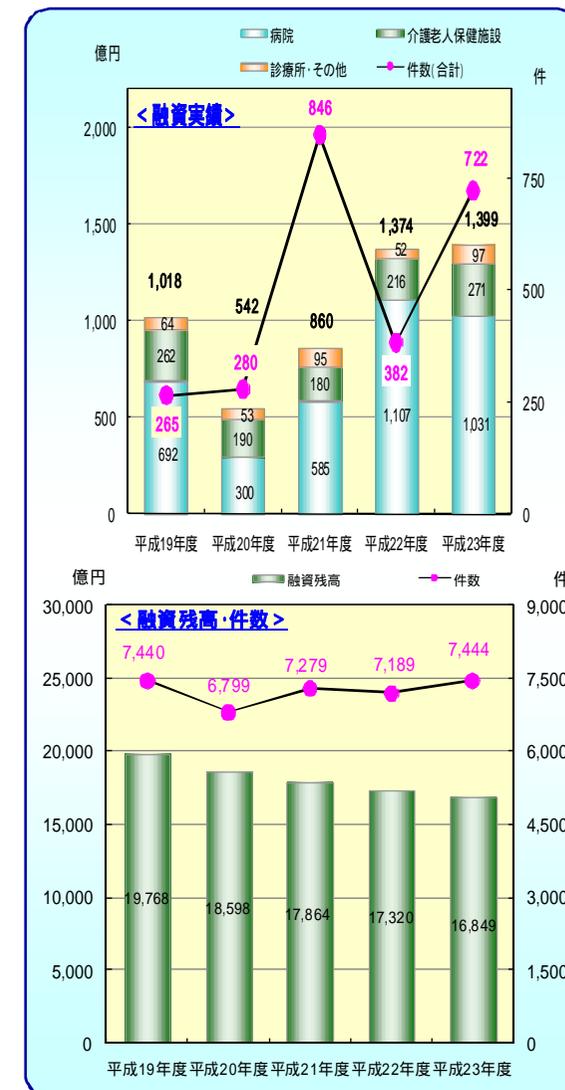
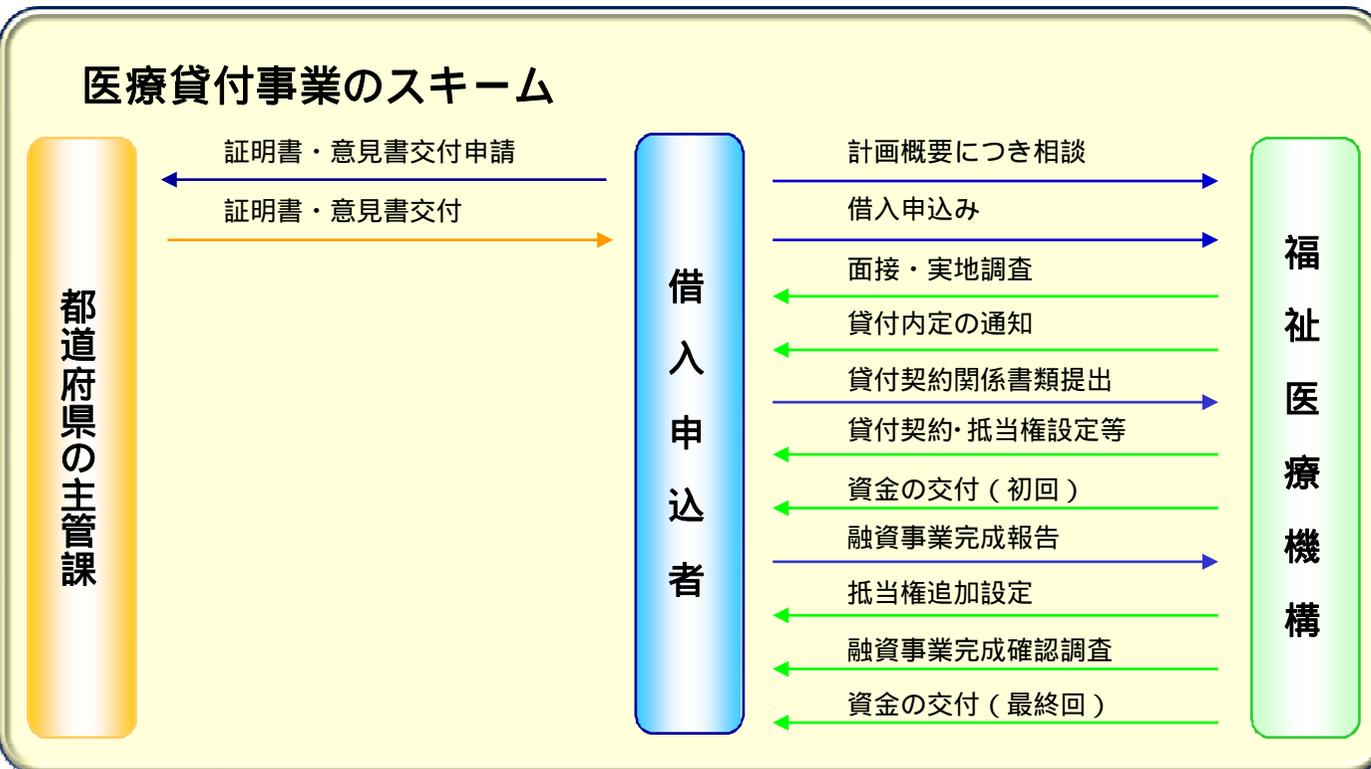
■ 一般勘定（医療貸付事業）

良質な医療・介護サービスの提供を支援します

病院、診療所などの医療関係施設、介護老人保健施設の設置・整備に必要な建築資金・機械購入資金、経営安定化に必要な運転資金を融資しています。

医療の高度化、疾病構造の変化、少子高齢化の進行等を背景に、医療・介護の分野は、サービス提供体制の改革が図られています。

医療貸付事業では、こうした施策を推進するため国・都道府県等と連携を図りながら、医療・介護の基盤整備に即応した融資を行っています。



一般勘定（福祉医療経営指導事業）



施設の健全経営を支援するため経営診断・指導を行います

社会福祉事業施設及び医療施設の経営の安定及び向上に資するため、集団経営指導（セミナー）及び特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所、病院、介護老人保健施設に係る個別経営診断・指導を行っています。

集団経営指導（セミナー）

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナー方式で経営指導

セミナーのポイント

- 政策動向を踏まえた施設整備のご参考に
- テーマに沿った優良な実践事例を紹介
- 機構が保有する経営データを解説
- 機構融資に関する質問・相談の受付

セミナー開催風景

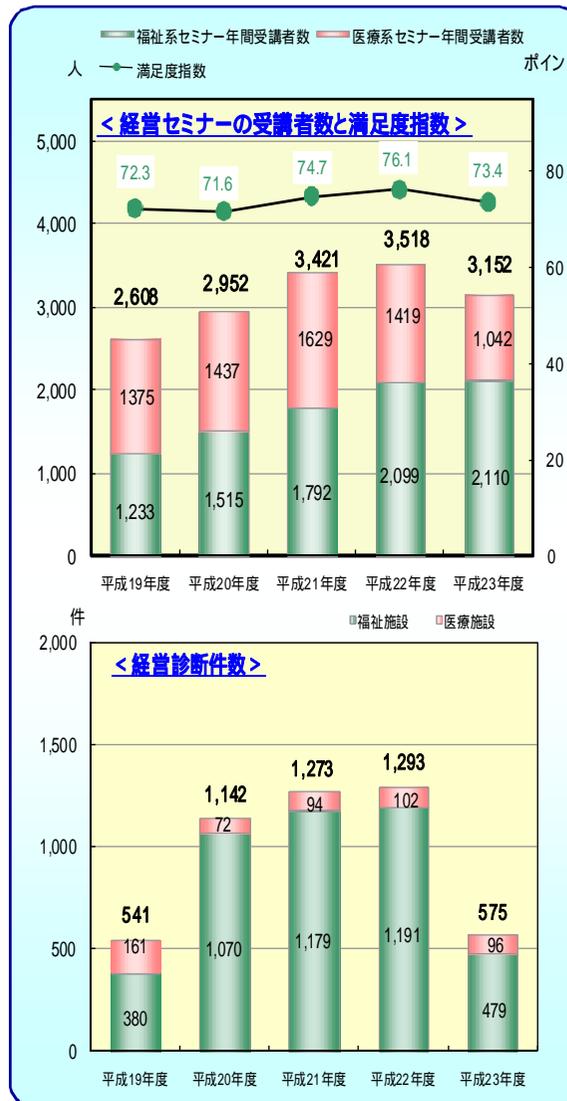
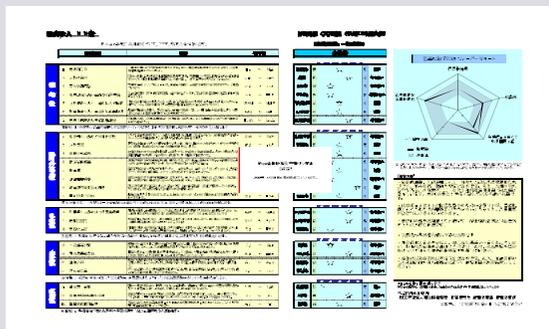


個別経営診断・指導

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種の経営診断を実施

実地調査を伴う経営診断	実際に施設へ行き問題点及び改善策を提示
経営分析診断	3か年の決算書等を基に、同種・同規模の施設と比較し診断
簡易経営診断	1か年の決算書等を基に速やかに診断

簡易経営診断サンプル



■ 一般勘定（福祉保健医療情報サービス事業）WAM

福祉保健医療に関する情報を総合的に提供します

WAM NET（ワムネット：Welfare And Medical Service NETwork System）は、福祉医療サービスの利用者並びに提供者等の関係者に対して、介護保険・障害福祉サービス事業者情報や病院・診療所情報をはじめとする福祉保健医療に関する情報をインターネットを通じて総合的に提供しています。

ワムネットには多様化する情報ニーズに対応した2つのサイトを設置

WAM NET

ワムネットオープン

全国の介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、病院・診療所情報等を提供

全国の福祉保健医療に関するイベントやセミナーの開催情報を掲載



ワムネットコミュニティー（会員サイト）

会員登録した介護保険事業者、病院などがリアルタイムに情報を発信

特定の会員でグループを作り、グループ専用掲示板・フォーラムで情報を共有



WAM NET 利用状況（平成23年度末現在）

利用機関登録数 85,574 機関

年間ヒット件数 2億11万件



一般勘定（社会福祉振興助成事業）

高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行います

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、「新しい公共」の担い手であるNPO等を育成し、その活動を後押しすることにより、支え合いと活気のある地域コミュニティの再生をサポートします。

助成対象事業の種類

福祉活動支援事業 社会参加促進活動支援事業

【福祉活動支援事業】

個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業

【社会参加促進活動支援事業】

高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業

助成額

【福祉活動支援事業】

50～300万円

【社会参加促進活動支援事業】

50万円以上

地域連携活動支援事業

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業

助成額 50～700万円

全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

助成額 50万円以上

助成事業のスキーム



(注) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年11月27日に一般勘定へ統合

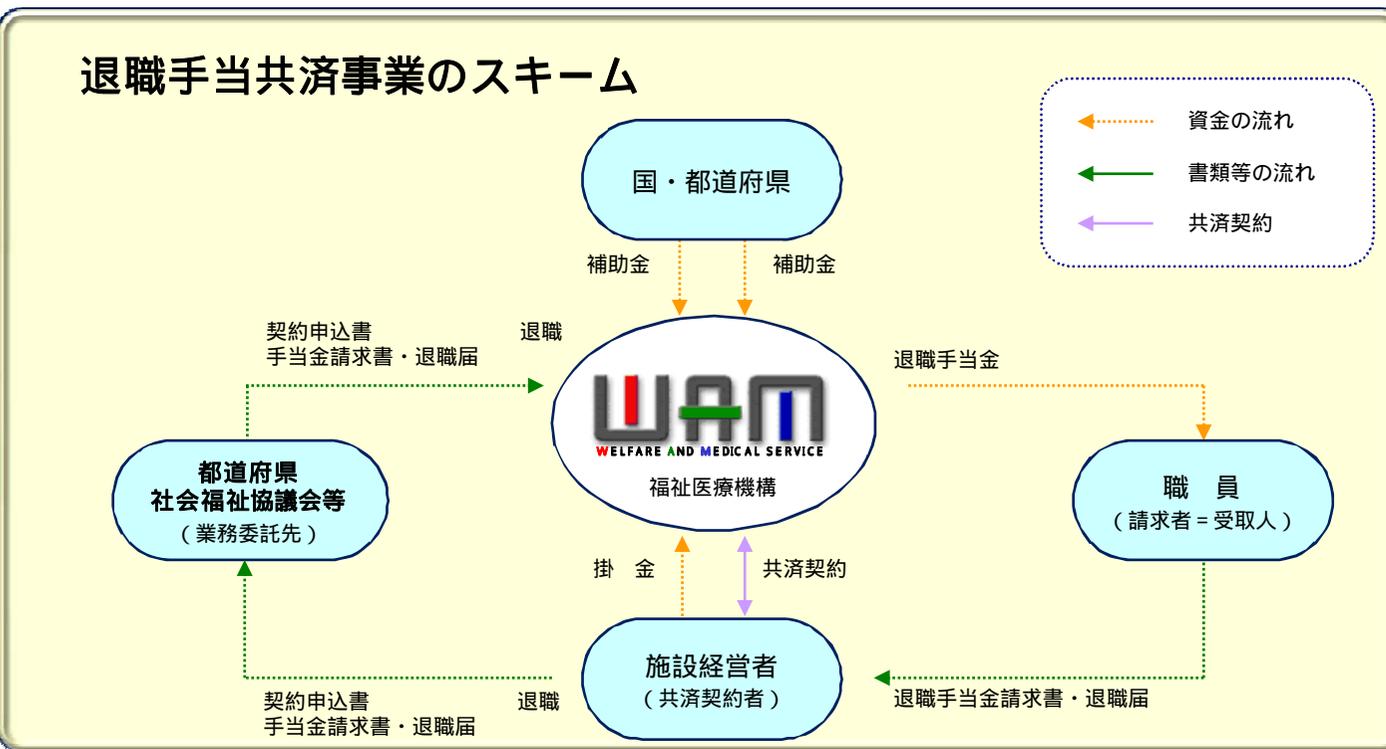
■ 共済勘定（退職手当共済事業）

社会福祉事業等に従事する職員の確保と定着化を図ります

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等および申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行う事業です。

退職手当金の額の計算は、概ね国家公務員に準じています。社会福祉施設等職員に係る退職手当金の支給に充てる財源は、「共済契約者（経営者）」が負担する掛金と、「国」・「都道府県」の補助金によってまかなわれます。

（申出施設等職員については公費補助はありません）



■ 保険勘定（心身障害者扶養保険事業）

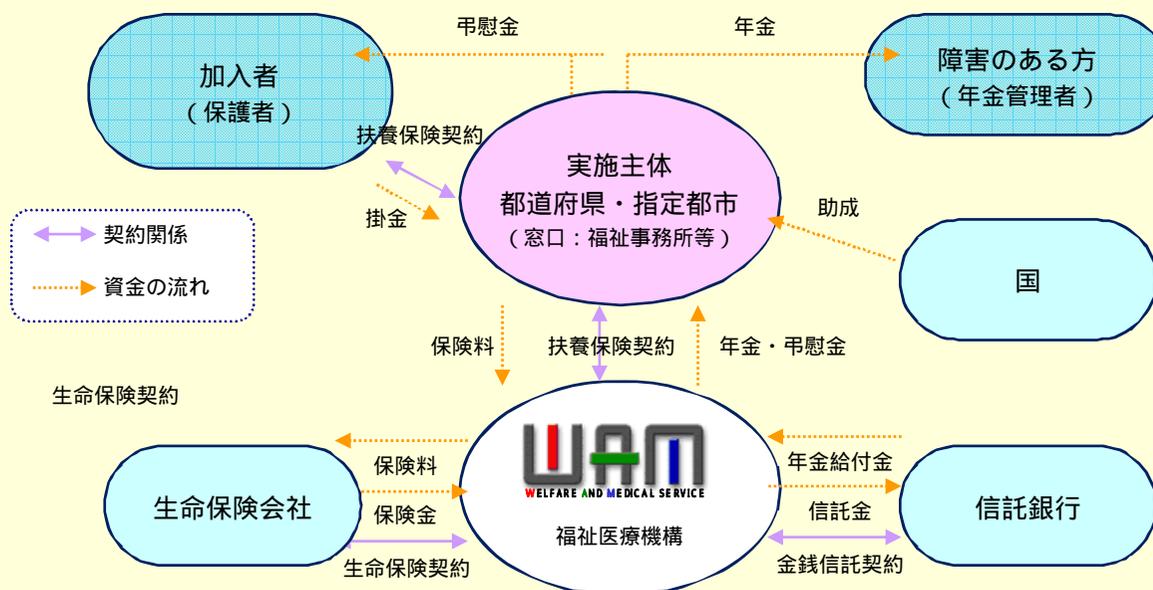


障害のある方に、将来の安心と保障をもたらします

都道府県・指定都市が実施している心身障害者扶養共済制度によって、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険する事業です。心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方の保護者が掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときに障害のある方に終身一定の年金を支給するものです。

この制度は、障害のある方の将来に対する保護者の不安を軽減し、障害のある方が安定した生活をおくり、福祉の増進が図られることを目的としたもので、親たちの自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものです。

心身障害者扶養保険事業のスキーム



年金担保貸付勘定（年金担保貸付事業） /

労災年金担保貸付勘定（労災年金担保貸付事業）

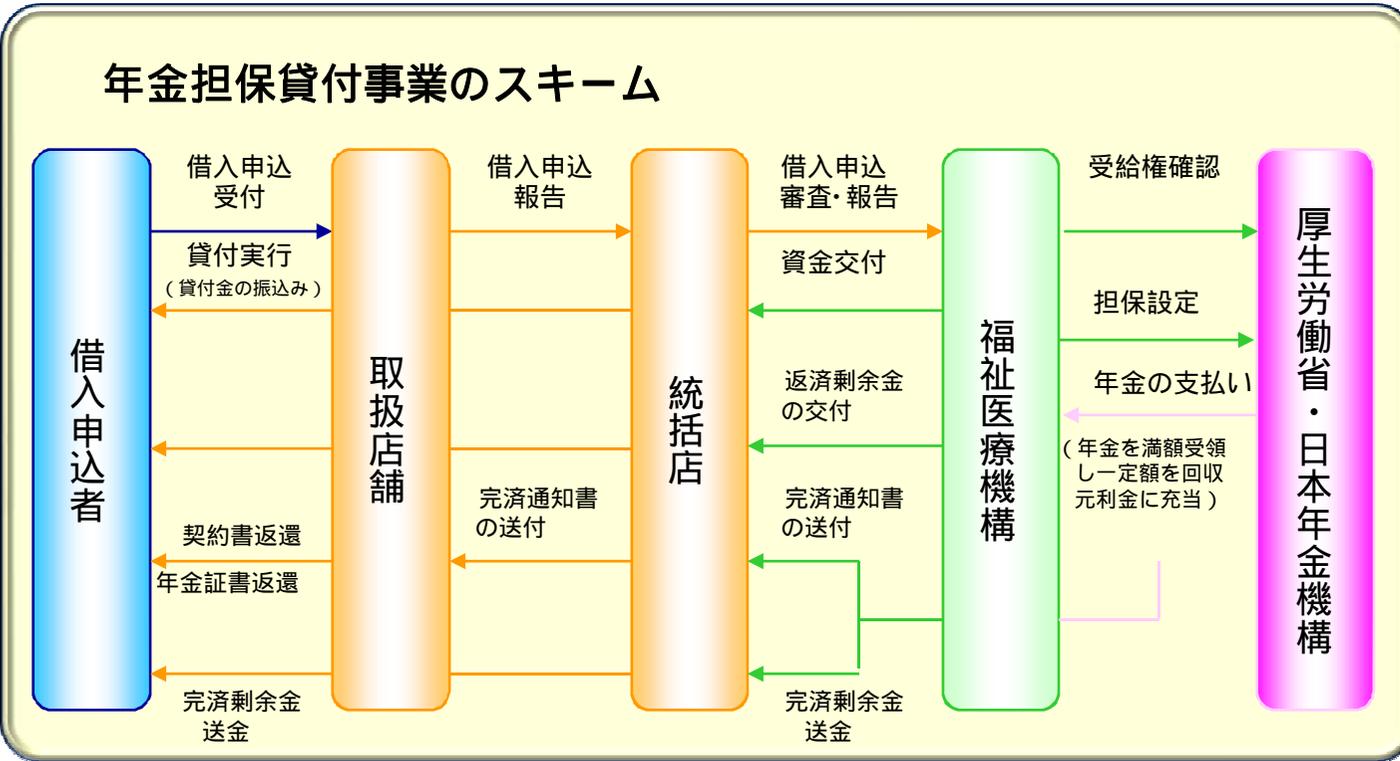


年金受給者の生活を支援します

厚生年金保険、国民年金（老齢福祉年金を除く。）または労働者災害補償保険の年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資しています。

なお、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、貸付限度額の引下げなどにより、年金担保融資を利用される方にとって必要な資金をご融資し、無理のないご返済となるようにするため、平成23年12月から年金担保融資制度の取扱いを変更しています。

年金担保貸付事業のスキーム



承継債権管理回収勘定（承継年金住宅融資等債権管理回収業務）UAM

年金住宅融資等債権の管理・回収を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が承継したものであり、当該業務により回収された回収金は、年金特別会計への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、適正な業務実施に努めてまいります。

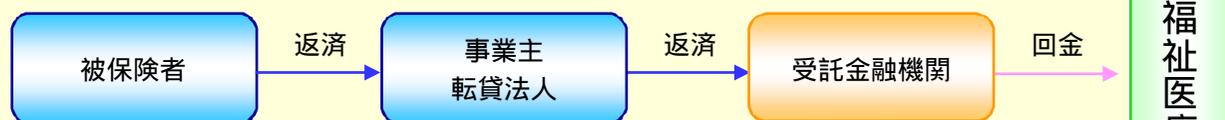
なお、年金資金運用基金の解散に伴い平成17年1月末をもって新規融資の受付を停止しています。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務のスキーム

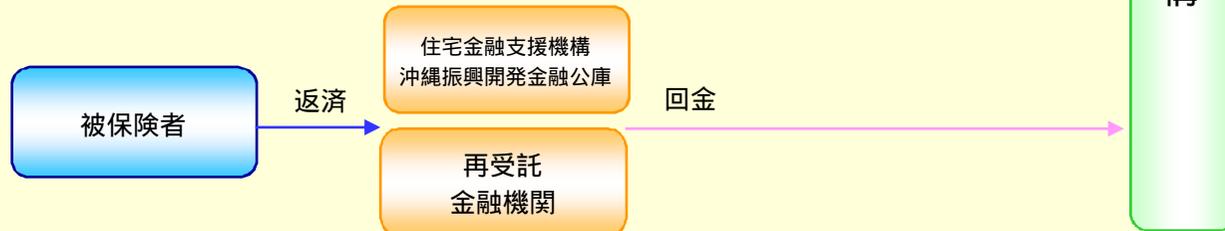
【福祉施設設置整備資金貸付】



【年金住宅資金貸付（転貸融資）】



【年金住宅資金貸付（併せ貸し）】



<当機構が承継した債権管理回収業務>

1. 年金住宅資金貸付に係る債権の管理回収業務
2. 福祉施設設置整備資金貸付（社宅・療養施設・厚生施設・分譲住宅等）に係る債権の管理回収業務
3. 年金担保貸付に係る債権の管理回収業務

<年金住宅融資等債権残高・件数>



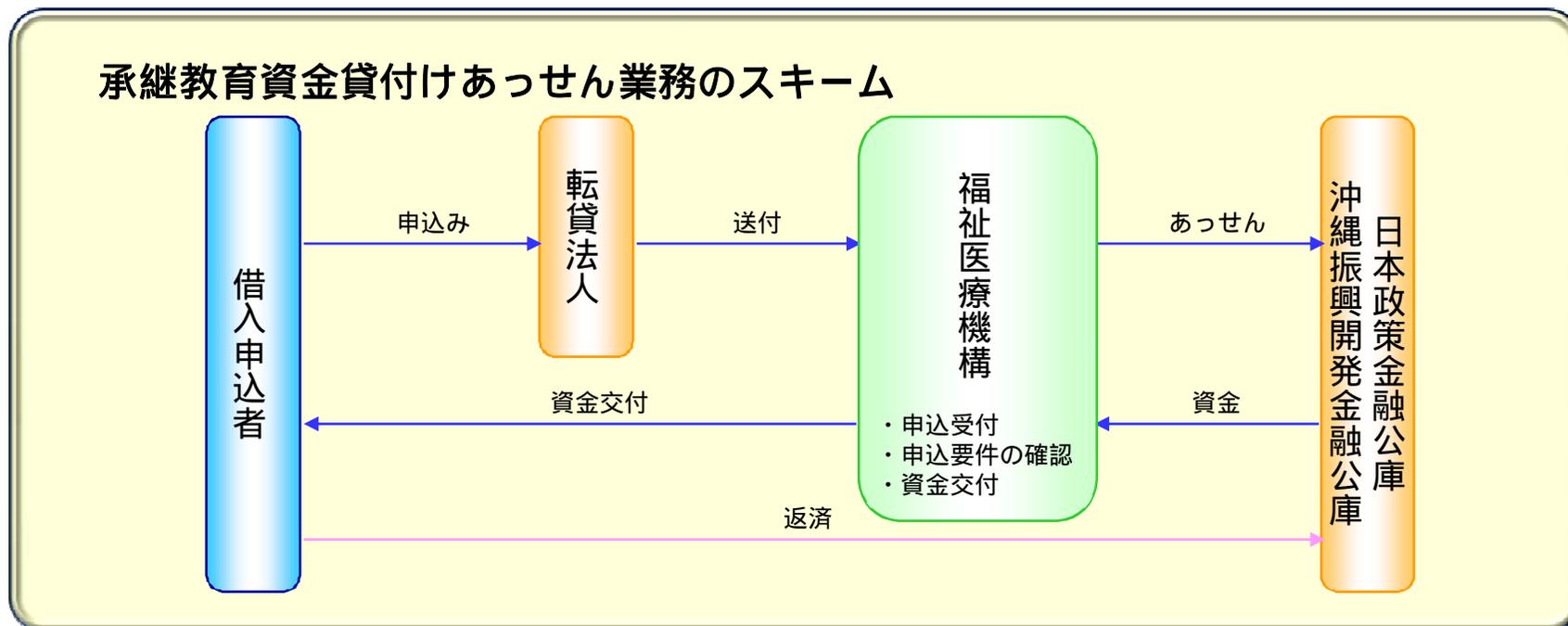
<平成23年度分の年金特別会計への納付金>

元本償還分	2,457億円
利息分等	566億円
合計	3,023億円

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）・沖縄振興開発金融公庫が行う「国の教育ローン（年金教育貸付：一定の要件を満たす厚生年金保険又は国民年金の被保険者の子弟等の教育に必要な資金の融資）」の申込受付、あっせん、資金交付を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた教育資金貸付けあっせん業務を、当機構が承継したものです。

なお、承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成20年度から業務を休止しています。



4 . 東日本大震災への対応等について

東日本大震災への迅速・継続的な対応



福祉医療貸付事業

制度面
での対応

出資金の追加 142億円
 融資条件の優遇 100億円
 二重ローン問題対応 40億円
 災害への備えの対応 2億円

平成24年度貸付事業枠の確保
 (財政融資資金846億円)

被災されたお客さまへの迅速な対応(特別相談窓口(電話)の設置、災害復旧貸付等の実施)

災害復旧資金

二重ローン対策

無利子貸付の実施

償還期間の延長

返済猶予・返済期限の延長

融資率の引上げ

無担保貸付の拡大

金利の減免等

東日本大震災に係る「福祉貸付・医療貸付」災害復旧資金融資執行状況(平成23年度実績)

(単位:百万円)

区分	受 理		契 約		資 金 交 付	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
福祉貸付事業	109	7,766	88	3,294	87	2,728
医療貸付事業	548	22,534	521	15,633	518	15,277
合 計	657	30,300	609	18,928	605	18,005

5 . 中期目標・中期計画の概要について

本資料に掲載している内容は、当機構が概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ (<http://hp.wam.go.jp/koukai/keikaku/tabid/117/Default.aspx>) をご参照ください。

第2期中期目標・中期計画の主な事項



独立行政法人制度においては、法人の主務大臣が独立行政法人の性格に応じた業務運営の効率化や行政サービスの向上等に関する「中期目標」を設定し、これを受けた法人の長は中期目標を達成するための「中期計画」を作成し、主務大臣の認可を得ることとなっています。第2期中期目標及び中期計画の概要は次のとおりです。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
第1 中期目標の期間5年（平成20年4月1日から平成25年3月31日まで）	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 業務運営体制を継続的に見直す。 経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。 業務間の連携を強化する。
2 業務管理（リスク管理）の充実 業務管理（リスク管理）の充実を図ること。	2 業務管理（リスク管理）の充実 業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 金利リスクなどの抑制に努める。 情報セキュリティ対策の充実を図る。
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の推進 業務・システムの最適化計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を行うこと。 業務・システムの継続的な改善に努めること。 職員のIT技能の習得を推進すること。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 業務・システムの最適化計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を行う。 最適化対象外のシステムについても継続的な改善を推進する。 職員のIT技能の習得を推進する。
2 経費の節減 随意契約については「随意契約等見直し計画」を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を行うこと。 一般管理費、人件費及び業務経費の15.5%程度の額を節減すること。 「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。 人件費については5%以上を削減するとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表すること。	2 経費の節減 随意契約については「随意契約等見直し計画」を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を行う。 一般管理費、人件費及び業務経費の15.5%程度の額を節減する。 「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。 人件費については5%以上を削減するとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表する。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
第4 業務の質の向上に関する事項	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 政策融資の役割を踏まえ、緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。 協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。 審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 融資方針に基づき事業を実施する。 政策融資の役割を踏まえ、緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、事業者の施設の整備計画の早期段階から融資相談等に応じ、必要な提案、助言等を行う。 協調融資制度の対象を拡大するなど制度を充実させるとともに、周知を図る。 審査業務の平均処理期間を30日以内とする。 資金交付を請求後15営業日以内に行う。
2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 政策融資の役割を踏まえ、緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。 審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） ガイドラインに基づき事業を実施する。 政策融資の役割を踏まえ、緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、事業者の施設の整備計画の早期段階から融資相談等に応じ、必要な提案、助言等を行う。 審査業務の平均処理期間を30日以内とする。 資金交付を請求後15営業日以内に行う。 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。
3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化 福祉医療貸付事業の新規融資額を20%程度縮減すること。 新規契約分について利差益を確保するよう努めること。 政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を見直す等事務の効率化を進めること。 (2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療経営指導事業等との連携強化等により債権悪化の未然防止に取組むこと。 債権区別に適切な管理を行うこと。 リスク管理債権比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。 新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。 (2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療経営指導事業等との連携強化等により債権悪化の未然防止に取組む。 債権区別に適切な管理を行う。 リスク管理債権比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
<p>4 福祉医療経営指導事業</p> <p>集団経営指導については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p> <p>見直しの基本方針に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</p> <p>診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。</p> <p>実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化した施設に対する経営支援に努めること。</p> <p>見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。</p> <p>運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業</p> <p>平均10週間前に開催を告知し、受講者を延べ12,600人以上とし、満足度指数を65ポイント以上にする。</p> <p>見直しの基本方針に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</p> <p>個別経営診断の延べ診断件数を1,400件以上とする。</p> <p>経営改善支援事業に重点化し、経営が悪化した施設診断の強化を図り、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。</p> <p>経営分析診断の平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。</p> <p>運営費交付金縮減の観点から、実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>
<p>5 社会福祉振興助成事業</p> <p>助成事業の募集に当たっては、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマに基づき、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、重点的に助成する分野を助成方針に明記すること。</p> <p>助成事業の選定については、客観性及び透明性の確保を図ること。</p> <p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p> <p>事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。</p> <p>事後評価については、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。</p> <p>助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p> <p>事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>5 社会福祉振興助成事業</p> <p>助成事業の募集に当たっては、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し公表すること。</p> <p>助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行う。</p> <p>事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p> <p>全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> <p>事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。</p> <p>助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>事後評価については、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。</p> <p>助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。</p> <p>助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。</p> <p>助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。</p> <p>事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会等を中期目標期間内に15回以上開催すること。</p>

（注）見直しの基本方針とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）のことである。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
<p>6 退職手当共済事業</p> <p>給付までの平均処理期間の短縮を図ること。 利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p> <p>業務委託先への業務指導を徹底すること。</p>	<p>6 退職手当共済事業</p> <p>給付までの平均処理期間を75日以内とする。 業務委託先が実施する実務研修会等に職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きの指導を行う。 提出書類の電子届出化及び簡素化を推進する。 事務打合せ会等を実施し、業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図る。</p>
<p>7 心身障害者扶養保険事業</p> <p>国・地方公共団体による財政支援措置を踏まえ、安全かつ効率的な運用を行うこと。 厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを定め、管理を行うこと。 事務処理を適切に行うため、地方公共団と連携を図ること。</p>	<p>7 心身障害者扶養保険事業</p> <p>厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経て策定し、管理を行う。 事務担当者会議を開催する。</p>
<p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）</p> <p>提供する情報の質の向上等に努めること。 見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定すること。</p> <p>福祉保健医療施策を支援するためにWAMNET基盤を活用すること。 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めるほか、業務委託の見直しを図ること。</p>	<p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）</p> <p>見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定する。 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能を見直し、年間ヒット件数を1億9,000万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上、利用者満足度を90%以上とする。 福祉保健医療施策を支援するためにWAMNET基盤を活用する。 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めるほか、業務委託の見直しを図る。</p>
<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>見直しの基本方針に基づく当面の方策として、現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。 運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業の貸付原資の自己調達化を踏まえ、安定的で効率的な業務運営に努めること。 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。 返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。 事務処理期間について、平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>	<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>見直しの基本方針に基づく当面の方策として、現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じる。 運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業の貸付原資の自己調達化を踏まえ、安定的で効率的な業務運営に努める。 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努める。 返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努める。 事務処理期間について、平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。</p>

（注）見直しの基本方針とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）のことである。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務
<p>[承継年金住宅融資等債権管理回収業務] 貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。 延滞債権の発生の抑制に努めること。 延滞債権について、早期の債権回収に努めること。</p> <p>[承継教育資金貸付けあっせん業務] 平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。</p>	<p>[承継年金住宅融資等債権管理回収業務] 貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努める。 延滞債権の発生の抑制に努める。 延滞債権について、早期の債権回収に努める。</p> <p>[承継教育資金貸付けあっせん業務] 平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止する。</p>
第5 財務内容の改善に関する事項	第4 予算、収支計画及び資金計画
1 運営費交付金以外の収入の確保	1 予算
運営費交付金を充当して行う事業について、自己収入の増加に努めること。	2 収支計画
	3 資金計画
2 自己資金調達による貸付原資の確保	第5 短期借入金の限度額（91,600百万円）
福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。	
3 資産の有効活用	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
<p>機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。</p> <p>また、不要と認められるものについては、速やかに国庫納付すること。</p>	見直しの基本方針に基づき、職員宿舍、公庫総合運動場、業務廃止後の年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等を国庫納付する。
	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	なし
	第8 剰余金の使途
	業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 貸付原資（労災年金担保貸付事業）

（注）見直しの基本方針とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）のことである。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
人事に関する事項	1 職員の人事に関する計画
<p>組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 人事評価制度の運用や人材の育成により、職員の士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>(1) 方針 組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 人事評価制度の適正な運用を行い、士気の高い組織運営に努める。 各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数(299人)の100%以内とする。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 積立金のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てる。</p>

6 . 独立行政法人評価委員会評価について

■ 業務実績評価について（平成23年度）



独立行政法人通則法第12条により、当機構の業務の実績に関する評価を行うために、所管省庁である厚生労働省に独立行政法人評価委員会が設置されており、当機構は、通則法第32条により、各事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされております。

評 価 項 目	厚生労働省独立行政法人評価委員会（平成24年8月16日）による平成23年度業務実績評価	
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	S（4.71）	国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。
2 業務管理（リスク管理）の充実	A（4.42）	監査機能の高度化及び効率化を図った内部監査により継続的な改善活動等を更に推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。
3 業務・システムの効率化と情報化の推進	A（3.71）	業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。
4 経費の節減	A（3.85）	一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。
5 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	S（4.57）	国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。
6 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	S（4.57）	国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。
7 福祉医療貸付事業（債権管理）	B（3.14）	福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。
8 福祉医療経営指導事業	A（4.00）	民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

■ 業務実績評価について（平成23年度）



評価項目	厚生労働省独立行政法人評価委員会（平成24年8月16日）による平成23年度業務実績評価	
9 社会福祉振興助成事業	A（3.85）	透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。
10 退職手当共済事業	S（4.85）	利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。
11 心身障害者扶養保険事業	B（3.00）	繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。
12 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）	A（4.00）	WAMNETについては、業務・システム最適化計画に基づき、平成24年秋から次期システムが稼働するとのことであるが、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。
13 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	A（3.71）	年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。
14 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	A（3.85）	被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。
15 財務内容の改善に関する事項	A（3.71）	一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。
16 人事に関する事項	A（4.00）	人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

7 . 独立行政法人の組織・業務の見直しについて

独立行政法人の見直しについて（経緯）

独立行政法人における改革の経緯



【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
02	医療貸付事業			
03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。
			23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04	福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
05	年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09	【経過業務】承継年金住宅 融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
10	不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金 事業基金、戸塚宿舍	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舍を国庫納付する。
11		公庫総合運動場、宝塚宿舍 ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舍ほかを国庫納付する。
12		東久留米宿舍、小金井宿舍 ほか	24年度以降実施	東久留米宿舍、小金井宿舍ほかを国庫納付する。
13		政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付助定及び労災年金担保貸付助定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。
14	組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。

独立行政法人の制度・組織の見直しについて（概要）

独立行政法人の制度・組織の見直しの背景と基本的考え方

制度創設から10年以上が経過し、組織・業務運営の綻びが露呈。

様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人すべてを一律の制度にはめ込んでおり、法人の政策実施機能の発揮が不十分。

厳しい財政状況や、東日本大震災からの復興への取組の中で、独立行政法人制度を上記の問題に対応した新たな法人制度に再構築することにより、政策実施機能を最大限発揮させ、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠。

このような認識の下、制度・組織の在り方を抜本的かつ一体的に見直し。

国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間との関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し、廃止や、自律的な経営が可能な法人の民営化等を実施。廃止又は民営化等を行うべき法人以外の法人については、各法人の事務・事業の特性に着目して類型化し、類型ごとに最適なガバナンスを構築。

類型を踏まえつつ、政策実施機能の強化や効率性の向上の観点から法人を再編。

新たな法人制度に共通するルールを整備。

独立行政法人の制度の見直し

1. 法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

～ 類型ごとの最適なガバナンスの構築による政策実施機能の発揮～

新たな法人制度に位置付けられる法人については、事務・事業の特性を踏まえ、国の関与の在り方の違いなどに鑑み、大きく2つに分類。

成果目標達成法人

- ・一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人。
- ・成果目標達成法人は、多種多様な事務・事業を実施しており、その特性に着目し、一定の類型化を行った上で、当該類型に即したガバナンスを構築。

【事務・事業の特性に着目した類型化・ガバナンス（例）】

- ・研究開発型... 支出の内部チェックの取組の強化など不適切な支出をより確実に抑止。専門の研究評価委員会（仮称）による主務大臣の補佐。「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」による科学技術イノベーション政策推進の観点からの一定の関与。
 - ・金融業務型... 財務状況を専門的に点検する体制の整備を図り、内部ガバナンスを高度化。金融庁検査がなじむ業務について、体制の整備等を図った上で、金融庁検査を導入。
 - ・文化振興型... 民間等の資金の活用を図り、国の負担を増やさない形で必要な収蔵品を機動的・効果的に購入するための仕組み（基金）の整備を検討。
- このほか、大学連携型、国際業務型、人材育成型、行政事業型に類型化。

行政執行法人

- ・国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人。
- ・単年度ごとの目標管理の下で効率的な業務運営を実施。執行に関する法人の裁量が小さく、必要最小限の簡素な意思決定の仕組みとすることが適当。

2. 新たな法人制度に共通するルールの整備

～ 適正な事前・事後の関与の仕組みを導入。国民から信頼される制度を構築～

法人の内外から業務運営を適正化する仕組みの導入

不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正命令等の必要な措置。

監事に対する調査権限の付与等により内部ガバナンスを強化。適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明確化。

財政規律の抜本的な強化

交付金について事業別の予算の積算（見積もり）・執行実績を公表し、予算と実績の乖離を把握。

不適切な支出と法人内部の不要資産の留保を防止する仕組みを強化。

自己収入に関する目標を設定させ、国の財源に依存しない経営を促進。

経営努力で自己収入を増加させた場合等におけるインセンティブの強化。

一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みの構築

政策責任者たる主務大臣が法人の中期目標設定から評価まで一貫して実施。

法人の実績・成果に応じて適切に評価のランク付けがなされる基準の導入等、府省横断的な評価ルールを設定。

中期目標期間の終了時等における法人の改廃等の判断の仕組みを導入。

国民目線での第三者チェックと情報公開の推進

「お手盛り」防止のため、制度所管府省に設置する第三者機関により主務大臣の評価等を点検。行政評価・監視、行政事業レビューも適切に組み合わせ、国民目線での第三者チェックを実施。

組織・業務状況に係る情報公開の内容を拡充（部門別職員数やOB再就職先との取引状況、契約によらない支出の状況、資産保有状況等）。業務運営状況等に係る国民向け説明会を開催。

会計基準を見直し、事業別のセグメント情報を充実。事業と財源の対応関係を明確化することにより、交付金の投入につき原則業務達成基準を採用。

独立行政法人の組織の見直し

各独立行政法人の組織の見直しの結果、現行102法人が65法人に大幅に縮減。縮減される法人の内訳は次のとおり（今後検討のものを含む）。

- ・ 廃止（国移管・民間移管を含む）：7法人
- ・ 民営化等：7法人
- ・ 統合：35法人 12法人（ 23法人）

新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置

新たな法人制度及び組織への移行に当たっては、合理化を徹底。

制度・組織の見直しに基づく取組を進めるに当たっては、独立行政法人の職員の雇用の安定に配慮。

【福祉医療機構】

成果目標達成法人とする。

金融業務については、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査の導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。

福祉医療政策の動向や金融経済の環境を注視しつつ、政策金融業務を行う既存の法人と同様の法人形態への将来的な移行も含め、その業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。

（注）成果目標達成法人とは、一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人のことである。
今回、国会提出された通則法改正案において、成果目標達成法人は中期目標達成法人として位置付けられ、法人名称は「行政法人福祉医療機構」に変更される予定である。

8 . 次期中期計画における 組織・業務全般の見直し当初案について

独立行政法人福祉医療機構の 組織・業務全般の見直し当初案について

平成24年8月31日

制度及び組織の見直しの基本方針

具体的措置（実施事項）

平成23年5月に、独立行政法人通則法改正案が国会提出され中期目標達成法人として、法人の内部ガバナンスの強化等の共通ルールが改正条文に盛り込まれた。

平成24年度において、更なるガバナンス態勢の構築に備えるため、各部横断的なメンバーで構成した金融庁検査準備室等を新設し、リスクアセスメント等を実施した。



見直しの方向性

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえ、金融庁検査を導入するとともに、監査機能及びリスク管理機能等を強化することで、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図る。

< 参考 > 事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

～ 新たな法人制度に共通するルールの整備～

組織

- ・ 主務大臣の是正命令等の必要な措置
- ・ 監事に対する調査権限の付与等によりガバナンスを強化 等

評価

- ・ 主務大臣が一貫して目標設定、評価
- ・ 存続性が認められない場合、主務大臣が法人廃止を判断 等

財務

- ・ 事業別の積算等を公表、予算と実績のかい離を把握
- ・ 国の財源に依存しない経営を促進 等

透明性

- ・ 情報公開を強化。関連会社等への再就職を法律により規制
- ・ 事業別のセグメント情報の充実 等

【機構が講ずべき措置】

中期目標達成法人とする。

金融業務については、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査の導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。

福祉医療政策の動向や金融経済の環境を注視しつつ、政策金融業務を行う既存の法人と同様の法人形態への将来的な移行も含め、その業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。

事務及び事業の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）

福祉貸付事業

具体的措置（実施事項）

福祉貸付事業の政策適合性

国における介護基盤緊急整備、子育て支援のための保育所の整備など増大する利用者ニーズに適切に対応した。

平成20年度貸付契約額 1,033億円

平成23年度 2,447億円

審査期間の短縮

審査業務の平均処理期間について、平成23年度においては27.8日となり、中期計画に定められた処理期間30日以内を達成した。（平成23年度に75日以内から30日以内に中期計画を変更）

申請書類の簡素化

平成22年度に、申請書類の一部削減及び施設種別ごとに提出させていた書類の一元化などの見直しを実施し、平成23年度から対前年度比30%以上の簡素化を図った。

東日本大震災への取組み

現地での個別相談会、関係者との意見交換会等（22回）を通じ被災状況を把握するとともに、災害復旧資金等の優遇融資により迅速かつきめ細かに対応した。



見直しの方向性

政策的優先度に応じた融資の展開

・日本再生戦略への対応

「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、医療・福祉分野は、新たな成長を目指す重点的分野とされていること、財政投融资の積極的な活用を図るとされていることに鑑み、政策投資として求められている役割（使命）を果たすため、融資対象の重点的な拡大等を行う。

・東日本大震災への対応

東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。

協調融資制度の充実

民間金融機関が融資を行う際、社会福祉法人が基本財産を担保提供するにあたっては、所轄庁承認が必要となるが、機構と協調融資を行うことで、その承認が不要となる。民間資金の一層の活用のため、社会福祉法人に融資するノウハウがない民間金融機関に機構の保有するデータ等を提供しつつ、引き続き協調融資金融機関の拡大を図る。

融資相談の強化

事業計画の早い段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、審査処理日数の維持を図る。

医療貸付事業

具体的措置（実施事項）

医療貸付事業の政策適合性

国における病院の耐震化整備、介護基盤緊急整備など増大する利用者ニーズに適切に対応した。

平成20年度貸付契約額 542億円

平成23年度 1,399億円

審査期間の短縮

審査業務の平均処理期間について、平成23年度においては21.1日となり、中期計画に定められた処理期間30日以内を達成した。（平成23年度に45日以内から30日以内に中期計画を変更）

申請書類の簡素化

平成22年度に、申請書類の一部削減及び一部電子化などの見直しを実施し、平成23年度から対前年度比5%以上の簡素化を図った。

東日本大震災への取組み

現地での個別相談会、関係者との意見交換会等（35回）を通じ被災状況を把握するとともに、災害復旧資金等の優遇融資により迅速かつきめ細かに対応した。



見直しの方向性

政策的優先度に応じた融資の展開

・ 日本再生戦略への対応

「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、医療・福祉分野は、新たな成長を目指す重点的分野とされていること、財政投融資の積極的な活用を図るとされていることに鑑み、政策投資として求められている役割（使命）を果たすため、融資対象の重点的な拡大等を行う。

・ 東日本大震災への対応

東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。

融資相談の強化

事業計画の早い段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、審査処理日数の維持を図る。

福祉医療経営指導事業

具体的措置（実施事項）

平成22年度において、民間コンサルタント等が実施するセミナー内容を調査し、民間と競合する業務を廃止し、平成23年度から施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等、機構の独自性を発揮したテーマに重点化したセミナーを開催した。

平成23年度において、民間金融機関に対するニーズ調査を実施し、ノウハウ普及のためのプログラム案を策定した。

見直しの方向性

平成25年度以降も引き続き、重点化したセミナーを開催するとともに、共同セミナーやブロック会議において情報提供等ノウハウの普及を図る。
また、東日本大震災などの災害や厳しい経済環境の下で、経営が厳しい状態となっている施設への経営指導・支援を実施する。

福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）

具体的措置（実施事項）

平成23年度において、国と重複する行政資料や民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報等掲載）を廃止した。平成24年10月から介護サービス情報公表制度の見直しに伴い介護事業者情報の掲載を廃止する。

平成23年7月に業務・システム最適化計画を改定し、事業規模縮小及びコスト削減を目的に、システムの全面的な刷新を行った。

見直しの方向性

平成25年度以降も引き続き基本方針での指摘を踏まえ、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、効率的なシステム運用を行う。

社会福祉振興助成事業

具体的措置（実施事項）

政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など国として行うべきものに限定した助成テーマに重点化した募集を行った。

外部有識者からなる助成事業審査・評価委員会により、募集要領、選定方針の策定、審査・採択の厳選化及びヒアリング調査等の事後評価を実施し、継続的改善を行っている。



見直しの方向性

毎年度、国が社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマを示し、当該テーマに重点化した助成事業によりNPO等への支援を実施する。

退職手当共済事業

具体的措置（実施事項）

共済契約者である社会福祉法人の事務担当者に対する利用者アンケートに寄せられた意見、要望等の顧客ニーズを踏まえシステム改善等を図り利用者サービスの向上及び事務処理の効率化を図った。

平成24年度において計画課と給付課の統合により1課を廃止し組織のスリム化を図るとともに、機構の各事業におけるパンフレット等の印刷物の同時発注等により調達における効率化を図りコスト削減を行った。



見直しの方向性

退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図る。

また、平成25年度以降についても基本方針での指摘を踏まえ、電子届出システムの利用率の向上、届出書類の電子化及び簡素化を行うことにより、一層の事務処理の効率化を図る。

心身障害者扶養保険事業

具体的措置（実施事項）

将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、外部有識者からなる財務状況検討会により、扶養保険事業の財政状況を検証し、公表している。

平成23年度においては、機構の各事業におけるパンフレット等の印刷物の同時発注等により調達における効率化を図りコスト削減を行った。

見直しの方向性

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等について、社会経済状況を踏まえて見直す。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

具体的措置（実施事項）

当該事業については、十分な代替措置を講じたうえで廃止することとなっており、平成22年度において国が工程表を策定し、今後、廃止に向けた具体的な立案を行う。

見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、かつ、無理のない返済となるよう平成23年度から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。

見直しの方向性

基本方針に基づき、機構は、国が立案する計画に従って、国と連携し必要な対応、広報等を行うとともに、事業を実施する期間については、引き続き、利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済となるよう配慮した審査等を行う。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務

具体的措置（実施事項）

平成22年度に住宅収納課を、平成24年度から住宅債権課を年金業務課に統合し、課長ポストの削減など継続的に組織のスリム化を図った。



見直しの方向性

業務終了の時期を見据え、不良債権等早期処理方策を策定・実施することで業務を縮小するとともに、引き続き効率的な業務運営等を図る。

《 参 考 》

日本再生戦略

(平成24年7月31日(火)閣議決定)

総論

5. 「日本再生戦略」と予算編成との関係

その際、財政投融资の積極的な活用や、税制改正及び規制改革、制度金融施策等を総合的に講じることによって、重点配分の実行性を担保する。

. デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

1. デフレ脱却の道筋

(2) デフレ脱却に向けた政策の基本方向

・政府は、平成24・25年度を念頭に、2. に掲げるとおり「モノ」、「人」、「お金」をダイナミックに動かすため、規制・制度改革、予算・財政投融资、税制など最適な政策手段を動員し、平成25年度予算プロセス等において更に対応を具体化する。

2. デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野

(1) モノを動かす

・P F Iの強力な推進、財政投融资の活用など、インフラ更新等の融資を促進する。

. 日本再生のための具体策

1. 政策実行の枠組み

(2) 政策実行手段の確保

・厳しい財政状況を踏まえ、財政投融资について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、積極的な活用を図る。

2. 「共創の国」への具体的な取組 ~ 11の成長戦略と38の重点施策 ~

新たな資金循環による金融資本市場の活性化〔金融戦略〕

(重点的施策：政策金融・官民連携による資金供給の拡大)

・財政投融资について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、今後積極的に活用する。

9 . 平成23年度決算の概要について

本資料に掲載している財務内容は、当機構が本説明会のために概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ（<http://hp.wam.go.jp/koukai/zaimu23/tabid/1329/Default.aspx>）をご参照ください。

平成23年度（末）の財政状態及び経営成績について

▶ 平成23年度末における財政状態について

● 各勘定別の財政状態

- ✓ 当機構における法人全体の資産は、約5兆1,531億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約3兆940億円が60.04%を、また、承継債権管理回収勘定の約1兆7,912億円が全体の34.76%を占めております。
- ✓ その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約2兆8,188億円を、また、承継債権管理回収勘定で約1兆3,840億円を計上しており、資産全体の54.70%、26.85%をそれぞれ占めております。
- ✓ 一方、負債については一般勘定の約3兆780億円が全体の91.75%を占めています。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担保 貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
資産の部	3,094,035	18,985	62,947	179,975	5,945	1,791,261	5,153,151
負債の部	3,078,037	18,985	76,196	179,659	65	1,654	3,354,598
純資産の部	15,997	-	13,248	316	5,880	1,789,606	1,798,552
負債純資産合計	3,094,035	18,985	62,947	179,975	5,945	1,791,261	5,153,151

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

▶ 平成23年度における経営成績について

● 各勘定別の経営成績

- ✓ 当機構における法人全体の経常収益は、約2,336億円となっています。これを各勘定別に見ますと、共済勘定の約858億円が全体の36.73%を、一般勘定の約620億円が26.54%を、承継債権管理回収勘定の約597億円が25.55%をそれぞれ占めています。
- ✓ 一方、経常費用においては、法人全体で約1,753億円、共済勘定における約839億円が全体の47.86%を、一般勘定の約639億円が36.46%を占めています。
- ✓ さらに法人単位全体の当期利益は約502億円となっており、主な要因として承継債権管理回収勘定で約566億円の当期利益を計上しているものの、一般勘定において約42億円、保険勘定において約21億円の当期損失が発生したことによるものです。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担保 貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
経常収益	62,004	85,824	22,945	3,093	40	59,704	233,613
経常費用	63,950	83,947	21,252	3,058	38	3,143	175,389
経常利益又は損失	1,945	1,877	1,692	35	2	56,560	58,223
臨時損失	2,329	6,146	3,843	-	-	-	12,319
臨時利益	-	4,268	-	5	0	39	4,314
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5	-	-	17	0	-	22
当期利益又は損失	4,270	-	2,150	58	2	56,600	50,241

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

貸付事業における債権分類について

➤ 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 一般勘定

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
破綻先債権額 (A)	4,555	5,263
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	4,536	5,263
延滞債権額 (C)	27,153	51,152
3箇月以上延滞債権額 (D)	2,801	386
貸出条件緩和債権額 (E)	49,011	44,331
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	83,521	101,134
総貸付残高 (G)	3,133,470	3,202,303
比率 (F) / (G) × 100	2.67%	3.16%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	1.01%	1.76%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- ・破綻先債権額 (A) : 会社更生開始、再生手続開始、破産、清算等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付残高をいいます。
- ・うち6箇月以上延滞債権額 (B) : 破綻先債権額(A)のうち、弁済期限6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高をいいます。
- ・延滞債権額 (C) : 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高で破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。
- ・3箇月以上延滞債権額 (D) : 弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付残高で、破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。
- ・貸出条件緩和債権額 (E) : 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(元本の返済猶予、一部債権放棄など)を行った貸付残高で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(C)及び3箇月以上延滞債権額(D)に該当しないものをいいます。

● 年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
破綻先債権額 (A)	113	111
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	72	64
延滞債権額 (C)	111	92
3箇月以上延滞債権額 (D)	44	57
貸出条件緩和債権額 (E)	23	25
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	293	287
総貸付残高 (G)	190,363	179,318
比率 (F) / (G) × 100	0.15%	0.16%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	0.10%	0.09%

注2) 一般勘定における総貸付残高(G)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- ・平成22年度貸付受入金 104,432百万円
- ・平成23年度貸付受入金 130,095百万円

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
破綻先債権額 (A)	17	15
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	12	12
延滞債権額 (C)	11	9
3箇月以上延滞債権額 (D)	2	2
貸出条件緩和債権額 (E)	2	1
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	33	28
総貸付残高 (G)	4,805	4,415
比率 (F) / (G) × 100	0.71%	0.65%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	0.49%	0.51%

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

貸付事業における債権分類について

▶ 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 承継債権管理回収勘定

(単位：百万円)

区 分	平成22年度(内機関保証付債権額)	平成23年度(内機関保証付債権額)
破綻先債権額 (A)	11,240 (9,994)	10,913 (9,791)
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	869 (101)	779 (103)
延滞債権額 (C)	12,335 (2,128)	10,999 (1,456)
3箇月以上延滞債権額 (D)	10,693 (10,169)	9,503 (9,052)
貸出条件緩和債権額 (E)	61,826 (44,808)	58,398 (41,567)
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	96,096 (67,102)	89,815 (61,868)
総貸付残高 (G)	1,736,804	1,490,403
比率 (F) / (G) × 100	5.53%	6.03%
【機関保証付債権を除いた比率】	1.67%	1.88%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	0.76%	0.79%
【機関保証付債権を除いた比率】	0.63%	0.69%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- ・破綻先債権額 (A) : 会社更生開始、破産、民事再生手続開始、和議開始、整理・特別清算開始の申立てがあった債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付けの元金残高額をいいます。
- ・うち6箇月以上延滞債権額 (B) : 破綻先債権額(A)のうち、弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額をいいます。
- ・延滞債権額 (C) : 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。
- ・3箇月以上延滞債権額 (D) : 弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。
- ・貸出条件緩和債権額 (E) : 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(元本の返済猶予、一部債権放棄など)を行った貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(C)及び3箇月以上延滞債権額(D)に該当しないものをいいます。
ただし、貸出条件の変更を行ったときから一定期間経過した債権であって信用リスクが正常債権(区分(A)から(E)に該当しないものをいいます。)と同等になったと判断される債権62,795百万円は含めておりません。
なお、政府の経済対策などの要請によって返済条件の変更を行った貸付けを含んでおります。
- ・その他 : 総貸付残高(G)には、仮受金1,222百万円を含んでおります。債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権が正常債権である6,561百万円については、リスク管理債権に含めておりません。

注2) このリスク管理債権は、機関保証等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した債権額のすべてが回収不能となるものではありません。

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

貸付金の自己査定について

▶ 当機構における平成23年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 一般勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	14,518	2,900,792
	要注意先	219	112,277
	要管理先以外	144	67,114
	要管理先	75	45,163
	計	14,737	3,013,069
貸倒懸念債権	破綻懸念先	125	47,934
破産更生債権等	実質破綻先	34	5,940
	破綻先	28	5,263
	計	62	11,204
合 計		14,924	3,072,208

● 年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	361,353	179,205
	要注意先	11	5
	要管理先以外	10	4
	要管理先	1	1
	計	361,364	179,211
貸倒懸念債権	破綻懸念先	3	1
破産更生債権等	実質破綻先	13	7
	破綻先	104	98
	計	117	106
合 計		361,484	179,318

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	5,829	4,396
	要注意先	3	2
	要管理先以外	3	2
	要管理先	-	-
	計	5,832	4,399
貸倒懸念債権	破綻懸念先	-	-
破産更生債権等	実質破綻先	11	15
	破綻先	1	0
	計	12	16
合 計		5,844	4,415

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 当該債務者の債権の全部又は一部が「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」である債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先）及び債務者が死亡した場合をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高 130,095百万円を控除したものです。

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

貸付金の自己査定について

▶ 当機構における平成23年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 承継債権管理回収勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	234,994	1,091,800
	要注意先	96,323	376,778
	要管理先以外	18,790	66,956
	要管理先	77,533	309,822
	計	331,317	1,468,579
貸倒懸念債権	破綻懸念先	401	2,201
破産更生債権等	実質破綻先	1,328	8,828
	破綻先	2,275	10,793
	計	3,603	19,622
合	計	335,321	1,490,403

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、利息支払いが事実上延滞など履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち、要管理者以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先のうち「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を有する債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 実質的な経営破綻、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、たとえ破産、清算、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば破産、清算、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

注2) 貸付先数は、貸付件数を計上しています。

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

当機構の財務内容について



法人単位

● 貸借対照表（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	876,894	流動負債	333,893
現金及び預金	5,264	運営費交付金債務	770
買現先勘定	25,490	預り補助金等	1,028
金銭の信託	62,852	短期借入金	16,410
有価証券	318,110	1年以内償還予定福祉医療機構債券	34,000
1年以内回収予定長期貸付金	452,129	債券発行差額	0
貸倒引当金	238	1年以内返済予定長期借入金	268,896
未収収益等	13,286	賞与引当金	22
		未払費用等	12,766
固定資産	4,276,256	固定負債	2,925,840
建物等	1,740	資産見返負債	546
減価償却累計額	675	福祉医療機構債券	353,000
減損損失累計額	6	債券発行差額	28
土地	980	長期借入金	2,571,297
ソフトウェア等無形固定資産	568	退職給付引当金	984
長期貸付金	4,263,260	その他	42
破産債権、再生債権、更生債権		法令に基づく引当金等	94,863
その他これらに準ずる債権	29,748	退職手当給付費支払資金	18,762
貸倒引当金	20,083	心身障害者扶養保険責任準備金	76,101
敷金・保証金	724		
		負債計	3,354,598
		純資産	
		資本金	1,757,673
		資本剰余金	1,086
		利益剰余金	41,965
		前中期目標期間繰越積立金	1,175
		積立金	1,647
		当期末処分利益	39,143
		（うち当期総利益）	(50,241)
		純資産計	1,798,552
資産合計	5,153,151	負債純資産合計	5,153,151

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

▶ 法人単位

● 損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
福祉医療貸付業務費	59,870	運営費交付金収益	3,704
人件費	846	福祉医療貸付事業収入	51,902
業務経費等	588	経営指導事業収入	40
借入金利息等	58,436	福祉保健医療情報サービス事業収入	18
(うち貸倒引当金繰入)	(2,075)	退職手当共済事業収入	43,659
経営指導業務費	279	心身障害者扶養保険事業収入	22,836
人件費	136	年金担保貸付事業収入	3,091
業務経費等	143	労災年金担保貸付事業収入	39
福祉保健医療情報サービス業務費	522	承継債権管理回収業務収入	59,185
人件費	49	補助金等収益	46,811
業務経費等	472	財源措置予定額収益	1,375
社会福祉振興助成業務費	2,222	資産見返運営費交付金戻入	292
人件費	156	財務収益	490
業務経費等	90	雑益	163
社会福祉振興助成費	1,975		
退職手当共済業務費	83,843		
人件費	135		
業務経費等	303		
退職手当給付金	83,403		
心身障害者扶養保険業務費	21,214		
人件費	45		
業務経費等	25		
支払保険料	8,729		
給付金	12,414		
年金担保貸付業務費	2,976		
人件費	94		
業務経費等	115		
(うち賞与引当金繰入)	(5)		
(うち退職給付引当金繰入)	(-)		
借入金利息等	2,767		
(うち貸倒引当金繰入)	(8)		
労災年金担保貸付業務費	35		
人件費	1		
業務経費等	2		
(うち賞与引当金繰入)	(0)		
(うち退職給付引当金繰入)	(-)		
業務委託費等	31		
(うち貸倒引当金繰入)	(1)		
承継債権管理回収業務費	3,013		
人件費	141		
業務経費等	2,872		
(うち賞与引当金繰入)	(10)		
(うち貸倒引当金繰入)	(243)		
一般管理費	1,260		
人件費	836		
管理経費等	423		
(うち賞与引当金繰入)	(6)		
(うち退職給付引当金繰入)	(15)		
雑損	148		
経常費用合計	175,389	経常収益合計	233,613
経常利益	58,223	臨時利益	4,314
臨時損失	12,319	退職給付引当金戻入益	45
退職手当給付費支払資金繰入	6,146	退職手当給付費支払資金戻入益	4,268
心身障害者扶養保険責任準備金繰入	3,843		
国庫納付金	2,329		
当期純利益	50,218		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	22		
当期総利益	50,241		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

▶ 法人単位

● キャッシュ・フロー計算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー (貸付けによる支出等)	111,005
投資活動によるキャッシュ・フロー (定期預金の払戻による収入等)	64,393
財務活動によるキャッシュ・フロー (債券の発行による収入等)	41,255
資金減少額 (+ +)	5,355
資金期首残高	10,619
資金期末残高 (+)	5,264

(注) 百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

● 行政サービス実施コスト計算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
業務費用	3,755
(1) 損益計算書上の費用	177,719
(2) (控除)自己収入等	181,475
損益外減価償却相当額	37
損益外除売却差額相当額	0
引当外賞と見積額	11
引当外退職給付増加見積額	20
機会費用	
政府出資等の機会費用	18,782
(控除)法人税等及び国庫納付額	
国庫納付額	2,329
行政サービス実施コスト	12,702

(注) 百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

● 平成23事業年度 決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額
収入			
運営費交付金	3,947	3,947	-
国庫補助金	24,872	24,869	3
利子補給金	5,511	5,511	-
政府出資金	14,200	14,200	-
福祉医療貸付事業収入	54,055	52,929	1,125
経営指導事業収入	45	40	4
福祉保健医療情報サービス事業収入	19	18	0
退職手当共済事業収入	66,425	65,387	1,038
心身障害者扶養保険事業収入	33,496	34,052	556
年金担保貸付事業収入	3,610	3,150	460
労災年金担保貸付事業収入	46	39	6
承継債権管理回収業務収入	63,018	59,551	3,467
利息収入	561	614	53
雑収入	21	175	154
計	269,832	264,489	5,343
支出			
福祉医療貸付事業費	58,199	56,665	1,534
東日本大震災復旧・復興福祉医療貸付事業費	44	-	44
社会福祉振興助成金	2,081	1,975	105
退職手当共済事業費	83,824	84,154	329
東日本大震災復旧・復興退職手当共済事業費	5,392	5,392	0
心身障害者扶養保険事業費	33,496	34,052	556
年金担保貸付事業費	3,369	2,988	380
労災年金担保貸付事業費	32	31	1
業務経費	4,326	4,174	152
一般管理費	446	418	27
人件費	2,885	2,535	349
返還金	-	148	148
計	194,098	192,536	1,561

(注) 百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について



▶ 法人単位

● 利益の処分又は損失の処理に関する書類

(単位：百万円)

科 目	金 額							合 計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 け あ っ せ ん 勘 定	
当期末処分利益（又は当期末処理損失）	4,270	-	13,248	58	2	56,600	-	39,143
当期総利益（又は当期総損失）	4,270		2,150	58	2	56,600		50,241
前期繰越欠損金			11,098					11,098
利益処分数額（又は損失処理額）								
積立金		-		58	2	56,600	-	56,661
積立金取崩額	1,337							1,337
次期繰越欠損金	2,932		13,248					16,181

(注) 百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

▶ 一般勘定

・貸借対照表（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	273,808	流動負債	279,294
現金及び預金	2,458	運営費交付金債務	664
買現先勘定	6,896	預り補助金等	1,024
有価証券	14,210	1年以内返済予定長期借入金	267,208
1年以内回収予定長期貸付金	242,125	未払費用等	10,396
貸倒引当金	221	固定負債	2,798,743
未収収益等	8,338	資産見返負債	446
固定資産	2,820,227	福祉医療機構債券	227,000
建物等	1,571	債券発行差額	28
減価償却累計額	588	長期借入金	2,571,297
減損損失累計額	6	その他	28
土地	980	負債計	3,078,037
ソフトウェア等無形固定資産	374	純資産	
長期貸付金	2,818,878	資本金	18,836
破産債権、再生債権、更生債権		資本剰余金	1,070
その他これらに準ずる債権	11,207	繰越欠損金	1,767
貸倒引当金	12,898	前中期目標期間繰越積立金	1,165
敷金・保証金	709	積立金	1,337
		当期未処理損失	4,270
		（うち当期総損失）	（ 4,270）
		純資産計	15,997
資産合計	3,094,035	負債純資産合計	3,094,035

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
福祉医療貸付業務費	59,870	運営費交付金収益	3,071
人件費	846	福祉医療貸付事業収入	51,902
業務経費等	588	経営指導事業収入	40
借入金利息等	58,436	福祉保健医療情報サービス事業収入	18
（うち貸倒引当金繰入）	(2,075)	補助金等収益	6,564
経営指導業務費	279	資産見返運営費交付金戻入	222
人件費	136	財務収益	23
業務経費等	143	雑益	160
福祉保健医療情報サービス業務費	522		
人件費	49		
業務経費等	472		
社会福祉振興助成業務費	2,222		
人件費	156		
業務経費等	90		
社会福祉振興助成費	1,975		
一般管理費	905		
人件費	636		
管理経費等	268		
雑損	148		
経常費用合計	63,950	経常収益合計	62,004
経常損失	1,945		
臨時損失（国庫納付金）	2,329		
当期純損失	4,275		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5		
当期総損失	4,270		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について



▶ 共済勘定

・貸借対照表（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	18,917	流動負債	157
現金及び預金	347	運営費交付金債務	45
買現先勘定	17,194	預り補助金等	3
未収収益等	0	未払金等	109
未収財源措置予定額	1,375		
固定資産	67	固定負債	65
建物等	40	資産見返負債	60
減価償却累計額	20	その他	4
ソフトウェア	48		
		法令に基づく引当金等	
		退職手当給付費支払資金	18,762
		負債計	18,985
		純資産	
		利益剰余金	
		当期末処分利益	-
		（うち当期総利益）	(-)
		純資産計	-
資産合計	18,985	負債純資産合計	18,985

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
退職手当共済業務費	83,843	運営費交付金収益	526
人件費	135	退職手当共済事業収入	43,659
業務経費等	303	補助金等収益	40,246
退職手当給付金	83,403	財源措置予定額収益	1,375
一般管理費	103	資産見返運営費交付金戻入	16
人件費	75	雑益	0
管理経費等	28		
経常費用合計	83,947	経常収益合計	85,824
経常利益	1,877		
臨時損失（退職手当給付費支払資金繰入）	6,146	臨時利益（退職手当給付費支払資金戻入）	4,268
当期純利益	-		
当期総利益	-		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について



▶ 保険勘定

・貸借対照表（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	62,940	流動負債	88
現金及び預金	67	運営費交付金債務	60
金銭の信託	62,852	未払金等	28
未収入金	21		
固定資産	6	固定負債	6
建物等	9	資産見返負債	5
減価償却累計額	4	その他	1
ソフトウェア	1		
		法令に基づく引当金等	
		心身障害者扶養保険責任準備金	76,101
		負債計	<u>76,196</u>
		純資産	
		繰越欠損金	
		当期末処理損失	13,248
		（うち当期総損失）	（ 2,150）
		純資産計	<u>13,248</u>
資産合計	<u>62,947</u>	負債純資産合計	<u>62,947</u>

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
心身障害者扶養保険業務費	21,214	運営費交付金収益	105
人件費	45	受取保険料	8,729
業務経費等	25	保険金	12,670
支払保険料	8,729	金銭の信託等運用益	1,436
給付金	12,414	資産見返運営費交付金戻入	2
一般管理費	37	雑益	0
人件費	25		
管理経費等	12		
経常費用合計	<u>21,252</u>	経常収益合計	<u>22,945</u>
経常利益	<u>1,692</u>		
臨時損失（心身障害者扶養保険責任準備金繰入）	<u>3,843</u>		
当期純損失	<u>2,150</u>		
当期総損失	<u>2,150</u>		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について



▶ 年金担保貸付勘定

・貸借対照表（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	120,871	流動負債	53,283
現金及び預金	280	短期借入金	16,410
1年以内回収予定長期貸付金	120,225	1年以内償還予定福祉医療機構債券	34,000
貸倒引当金	6	債券発行差額	0
未収収益等	372	1年以内返済予定長期借入金	1,687
		賞与引当金	8
固定資産	59,104	未払費用等	1,178
建物等	53		
減価償却累計額	32	固定負債	126,375
ソフトウェア等無形固定資産	84	資産見返負債	1
長期貸付金	58,986	福祉医療機構債券	126,000
破産債権、再生債権、更生債権		退職給付引当金	370
その他これらに準ずる債権	117	その他	2
貸倒引当金	121		
敷金・保証金	15	負債計	179,659
		純資産	
		資本剰余金	15
		利益剰余金	331
		前中期目標期間繰越積立金	9
		積立金	263
		当期未処分利益	58
		（うち当期総利益）	58
		純資産計	316
資産合計	179,975	負債純資産合計	179,975

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
年金担保貸付業務費	2,976	年金担保貸付事業収入	3,091
人件費	94	資産見返運営費交付金戻入	1
業務経費等	115	財務収益	0
（うち賞与引当金繰入）	(5)	雑益	0
借入金利息等	2,767		
（うち貸倒引当金繰入）	(8)		
一般管理費	81		
人件費	40		
管理経費等	41		
（うち賞与引当金繰入）	(2)		
（うち退職給付引当金繰入）	(15)		
経常費用合計	3,058	経常収益合計	3,093
経常利益	35	臨時利益（退職給付引当金戻入益）	5
当期純利益	40		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	17		
当期総利益	58		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

▶ 労災年金担保貸付勘定

・貸借対照表（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	4,553	流動負債	57
現金及び預金	129	賞与引当金	0
買現先勘定	1,399	未払金等	57
1年以内回収予定長期貸付金	3,009	固定負債	7
貸倒引当金	0	資産見返負債等	0
未収入金等	15	退職給付引当金	7
固定資産	1,391	負債計	65
建物等	2	純資産	
減価償却累計額	1	資本金	5,831
ソフトウェア	1	利益剰余金	49
長期貸付金	1,389	前中期目標期間繰越積立金	0
破産債権、再生債権、更生債権		積立金	46
その他これらに準ずる債権	16	当期未処分利益	2
貸倒引当金	16	（うち当期総利益）	(2)
		純資産計	5,880
資産合計	5,945	負債純資産合計	5,945

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
労災年金担保貸付業務費	35	労災年金担保貸付事業収入	39
人件費	1	資産見返運営費交付金戻入	0
業務経費等	2	財務収益	1
（うち賞与引当金繰入）	(0)	雑益	0
業務委託費等	31		
（うち貸倒引当金繰入）	(1)		
一般管理費	2	経常収益合計	40
人件費	0		
管理経費等	1		
（うち賞与引当金繰入）	(0)		
（うち退職給付引当金繰入）	(0)		
経常費用合計	38		
経常利益	2	臨時利益（退職給付引当金戻入益）	0
当期純利益	2		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0		
当期総利益	2		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

▶ 承継債権管理回収勘定

・貸借対照表（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	395,802	流動負債	1,011
現金及び預金	1,981	賞与引当金	14
有価証券	303,900	未払費用等	997
1年以内回収予定長期貸付金	86,769		
貸倒引当金	11	固定負債	642
未収収益等	3,163	退職給付引当金	605
		資産見返負債等	36
固定資産	1,395,458		
建物等	63	負債計	1,654
減価償却累計額	27		
ソフトウェア	57	純資産	
長期貸付金	1,384,005	資本金	1,733,006
破産債権、再生債権、更生債権		利益剰余金	
その他これらに準ずる債権	18,406	当期末処分利益	56,600
貸倒引当金	7,046	（うち当期総利益）	(56,600)
		純資産計	1,789,606
資産合計	1,791,261	負債純資産合計	1,791,261

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合があります。

・損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
承継債権管理回収業務費	3,013	承継債権管理回収業務収入	59,185
人件費	141	資産見返運営費交付金戻入	49
業務経費等	2,872	財務収益	465
（うち賞与引当金繰入）	(10)	雑益	3
（うち貸倒引当金繰入）	(243)		
一般管理費	129	経常収益合計	59,704
人件費	58		
管理経費等	71		
（うち賞与引当金繰入）	(4)		
経常費用合計	3,143		
		経常利益	56,560
		当期純利益	56,600
		当期総利益	56,600
		臨時利益（退職給付引当金戻入益）	39

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合があります。

当機構の財務内容について

➤ 承継教育資金貸付けあっせん勘定

・貸借対照表（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
資 産		負 債	
		負債計	-
		純資産	
		純資産計	-
資産合計	-	負債純資産合計	-

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
経常費用		経常収益	
経常費用合計	-	経常収益合計	-
当期純利益	-		
当期総利益	-		

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

➤ 承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しています。

10 . 平成24年度予算及び平成25年度予算概算要求 の概要について

貸付事業計画の概要

▶ 平成23事業年度～平成25事業年度 貸付事業計画

【一般勘定】

区 分		23年度予算額				24年度予算額	25年度		
		当初予算額	第一次補正	第三次補正	計		要求額	対前年度	
								増	減額
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	
福祉貸付	貸付契約額	1,715	264		1,979	1,899	2,396	497	26.2
	資金交付額	1,526	264		1,790	2,118	2,365	247	11.7
医療貸付	貸付契約額	1,623	1,436	64	3,123	2,074	2,140	66	3.2
	資金交付額	1,369	1,436	64	2,869	1,794	2,058	264	14.7
合 計	貸付契約額	3,338	1,700	64	5,102	3,973	4,536	563	14.2
	資金交付額	2,895	1,700	64	4,659	3,912	4,423	511	13.1
	財政融資資金借入金	2,460	1,700	64	4,224	3,588	3,963	375	10.5
	自己資金	435	0	0	435	324	460	136	42.0
	(うち財投機関債)	(330)	(0)	(0)	(330)	(330)	(330)	(0)	(0.0)

【年金担保貸付勘定】

区 分		23年度予算額				24年度予算額
		当初予算額	第一次補正	第三次補正	計	
年金担保貸付	貸付契約額	1,869			1,869	1,575
	資金交付額	1,869			1,869	1,575
	民間借入金	434			434	183
	自己資金	1,435			1,435	1,392
	(うち財投機関債)	(820)			(820)	(400)

(参考)

区 分		23年度予算額				24年度予算額
		当初予算額	第一次補正	第三次補正	計	
財投機関債(合計)		1,150			1,150	730

注) 年金担保貸付勘定における25年度予算については、今後、政府予算案決定に併せて作成する予定です。

交付金等の概要



▶ 平成23事業年度～平成25事業年度（交付金・補給金・補助金等の概要）

区 分	23年度予算額					24年度予算額	25 年度		
	当初予算額	第一次補正	第二次補正	第三次補正	計		要求額	対前年度	
								増	減額
	千円						千円	千円	%
一 般 勘 定	10,880,127	10,000,000	4,000,000	200,000	25,080,127	10,852,350	10,654,700	197,650	1.8
運 営 費 交 付 金	3,286,901				3,286,901	2,928,584	2,745,584	183,000	6.2
社会福祉振興助成費補助金	2,081,376				2,081,376	2,390,238	1,935,914	454,324	19.0
利 子 補 給 金	5,511,850				5,511,850	5,533,528	5,973,202	439,674	7.9
政 府 出 資 金		10,000,000	4,000,000	200,000	14,200,000				
共 済 勘 定	21,864,949			1,479,174	23,344,123	21,864,949	22,355,353	490,404	2.2
運 営 費 交 付 金	552,612				552,612	552,612	535,612	17,000	3.1
給 付 費 補 助 金	21,312,337			1,479,174	22,791,511	21,312,337	21,819,741	507,404	2.4
保 険 勘 定									
運 営 費 交 付 金	107,997				107,997	107,997	102,313	5,684	5.3
合 計	32,853,073	10,000,000	4,000,000	1,679,174	48,532,247	32,825,296	33,112,366	287,070	0.9
(内、運営費交付金)	3,947,510				3,947,510	3,589,193	3,383,509	205,684	5.7

当機構における損益構造と運営費交付金等について

一般勘定

福祉医療貸付事業は、主に社会福祉事業施設及び病院等の極めて公共性の高い事業に対する融資を行っていますが、その実施主体である社会福祉法人等は財政基盤が脆弱であるために、政策融資として長期に低利で資金を融通しており、このため発生する調達金利と貸付金利とのいわゆる逆ざや等の事業実施に直接必要な経費について予算措置（損益差補助）に基づく利子補給金を受け入れております。また、社会福祉振興助成事業にかかる助成金については、予算措置に基づき国から社会福祉振興助成費補助金を、福祉医療経営診断指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に要する経費及び事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金をそれぞれ受け入れております。

また、平成23年度より東日本大震災により被災した施設の復旧支援として貸付条件の優遇措置を講じております。これにより発生する逆ざや等については、平成23年度補正予算において措置された政府出資金（第1次100億円、第2次40億円及び第3次2億円）により財務基盤を強化し、損失に備えることとしております。

共済勘定

共済勘定は、当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなり、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。また、給付経理における事業に要する経費については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第18条及び第19条に基づき国及び都道府県から給付費補助金を受け入れております。

保険勘定

保険勘定は、共済勘定と同様に当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなり、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。また、給付経理における事業に要する経費については、都道府県等を経由して払込まれる保険料収入等により賄われており、運営費交付金は受け入れておりません。

当機構における損益構造と運営費交付金等について

年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定においては、貸付原資の借入金利息や業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。事務的経費や人件費等の間接的な経費については、平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

なお、貸付原資の調達については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度より財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととしております。

労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付勘定においては、貸付原資が政府出資金であることから資金調達コストは発生しませんが、業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、年金担保貸付勘定と同様に借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。また、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは、通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

承継債権管理回収勘定

承継債権管理回収勘定は、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金住宅融資等の債権の管理・回収業務及びこれに附帯する業務を行っております。承継した貸付金債権は、全額政府出資金として受け入れていることから、当該業務にかかるリスクは発生しない構造になっています。

承継債権の管理及び回収の業務に要する経費及び人件費等の間接的な経費については、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは承継債権（貸付金）にかかる貸付金利息収入等で賄うこととしております。

承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しております。

1 1 .財投機関債発行について

財投機関債発行について

▶ 福祉医療機構債券（財投機関債）について

一般担保付 BISリスクウェイト10% 厚生労働大臣発行認可

▶ 平成24年度上期の福祉医療機構債券（財投機関債）発行実績

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第30回	2012年6月6日	2012年6月18日	3	200	0.186	100.00	0.186	8.0	AA(R&I)
第31回	2012年6月6日	2012年6月18日	10	170	0.930	100.00	0.930	4.5	AA(R&I)

▶ 平成24年度の発行計画について

●平成24年度発行予算額		730億円
【一般勘定】	10年債	330億円
【年金担保貸付勘定】	3年債	400億円

- 発行金額・発行時期については、市場環境等を見ながら決定していくこととしております
- 起債に関する詳細な情報につきましては、適宜当機構ホームページにてお知らせします
(ホームページアドレス；<http://hp.wam.go.jp/>)

財投機関債発行について



▶ 過去の福祉医療機構債券（財投機関債）発行実績（平成23年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第26回	2011年6月2日	2011年6月16日	3	420	0.323	100.00	0.323	10.0	AA(R&I)
第27回	2011年6月2日	2011年6月16日	10	100	1.256	100.00	1.256	9.0	AA(R&I)
第28回	2011年12月2日	2011年12月16日	3	250	0.267	100.00	0.267	6.0	AA(R&I)
第29回	2011年12月2日	2011年12月16日	10	230	1.145	100.00	1.145	6.0	AA(R&I)

▶ 過去の福祉医療機構債券（財投機関債）発行実績（平成22年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第22回	2010年6月3日	2010年6月16日	3	300	0.301	100.00	0.301	9.0	AA(R&I)
第23回	2010年6月3日	2010年6月16日	10	100	1.361	100.00	1.361	9.0	AA(R&I)
第24回	2010年12月2日	2010年12月16日	3	290	0.343	100.00	0.343	8.0	AA(R&I)
第25回	2010年12月2日	2010年12月16日	10	100	1.280	100.00	1.280	8.0	AA(R&I)

独立行政法人福祉医療機構

経理部資金課

東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス

TEL : 03 (3438) 0212

FAX : 03 (3438) 0219

URL : <http://hp.wam.go.jp/>

E-mail : wam_shikin01@wam.go.jp